

加西市観光まちづくり協会規約

(名 称)

第1条 この協会の名称は、加西市観光まちづくり協会（以下「協会」という）という。

(事務所の位置)

第2条 協会の事務所は、加西市北条町北条28番地1アスティアかさいに置く。

(目 的)

第3条 協会の目的は、加西市内の価値ある歴史、文化及び飲食娯楽ショッピング街、特産物等の観光資源や、各町、団体、グループのまちづくりにつながる行事イベント情報の発掘と振興を統括して行い、加西市内外に総合的なPRをすることにより、観光客の招来を促し、加西市民が元気で自信と誇りを持てるまちづくりを推進する。

(事 業)

第4条 協会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市内の観光スポットの発掘、資料の整備及び全体把握とPR活動
 - (2) 市内各町や団体グループの行事イベント情報収集と発信及びPR活動
 - (3) 観光まちづくりに関する市当局及び関係団体との交流や共同企画及び実行
 - (4) 市内の重要行事イベントや中心市街地の振興
 - (5) 看板、ポスター、表示及びホームページの整備
 - (6) 名物料理や特産物の育成とPR活動
 - (7) ボランティアガイドによる観光案内
 - (8) 協会会員の加入勧奨及び会費収納
 - (9) その他、当協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 協会は、事業の円滑な遂行に資するため、次に掲げる収益事業を行なうことができる。
- (1) 物品の斡旋及び販売
 - (2) 役務の提供

(組織及び会員)

第5条 協会は、第3条に規定する目的に賛同する正会員、自治会会員、特別会員、賛助会員で組織し、会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員とは、個人会員、事業所会員とする。
- (2) 自治会会員とは、各町の代表者とする。
- (3) 特別会員とは、観光関連事業所及び団体とする。
- (4) 賛助会員とは、前条に規定する目的に賛同する個人、団体及び法人等とする。

(会員の入退会)

第6条 会員として協会へ入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

- 2 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第7条 会員は、協会の会費として、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員のうち、個人会員は年額1,000円以上、事業所会員は年額5,000円以上とする。

- (2) 自治会会員は、1戸あたり年額100円とする。

- (3) 特別会員は、年額10,000円以上とする。

- (4) 賛助会員は、年額10,000円以上とする。

- 2 会費の納入は、協会指定の金融機関または事務所に納入するものとし、月割りはしないものとする。また、納入された会費は理由の如何を問わず返済しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡若しくは団体及び法人が消滅したとき
- (3) 継続して会費を2年以上滞納したとき
- (4) その他協会の趣旨に反する行為があったとき

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 35名以内(うち15名以内を常任理事とする)
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 役員は総会において選任する。

(任期)

第11条 役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の役員中、補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。
- (4) 理事は、協会の企画運営に必要な事項を審議する。
- (5) 監事は、協会の業務執行の状況を監査する。

(部会及び研究会の設置)

第13条 協会に、専門部会及び研究会を置くことができる。

- 2 専門部会及び研究会の委員は、会長が選任する。
- 3 専門部会及び研究会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置くことができる。

(事務所職員の配置)

第14条 協会は、会務を円滑に遂行するために職員を置くことができる。

- 2 職員の任免及び賃金については、常任理事会で決定する。

(会議)

第15条 協会の会議は、総会及び常任理事会、理事会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は、正会員、自治会会員、特別会員、賛助会員でもって開催する。ただし、自治会会員については、各町の区長、又は代理人とする。
- 4 常任理事会及び理事会は、必要に応じて、これを開催する。

(総会)

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれにつくものとする。
- 3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状の提出があるときは、これを出席者に加算する。
- 4 総会の議決事項は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(議事事項)

第17条 総会では、次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃。
- (2) 事業計画、収支予算に関する事項
- (3) 事業報告、収支決算に関する事項

- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 会費の額
- (6) その他、協会の運営に関する重要事項

(緊急措置)

第18条 緊急やむを得ぬ事情があるときは、理事会をもって総会にかえることができる。

(会計)

第19条 協会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 協会の経費は、会費、補助金、事業収益金、その他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第20条 協会の運営に必要な事項でこの規約に定めのない事項については、理事会において定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和42年7月17日から施行する。
- 2 この規約は、昭和50年7月9日から施行する。
- 3 この規約は、昭和52年6月6日から施行する。
- 4 この規約は、昭和59年5月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成17年5月23日から施行する。
(第11条に研究会の設置規約の追加による一部改正)
- 6 この規約は、平成18年4月9日から施行する。
(事務所の新設、会員制と会費の導入等の追加による全部改正)